

令和2年9月

中札内村議会定例会会議録

令和2年9月8日（火曜日）

◎出席議員（7名）

1番	欠員	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 高橋雅人君
代表監査委員 木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課 参事	山澤康宏君	総務課 課長補佐	堀井勉君
総務課 課長補佐	渡辺大輔君	住民課 課長補佐	角玄光代君
福祉課 課長補佐	澤田有希君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君 指導参事 西田茂生君
次長補佐 野原誠司君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 岩崎孝哉君 書記 木村優子君

◎議事日程

日程第1	認定第1号	令和元年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2	認定第2号	令和元年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3	認定第3号	令和元年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4	認定第4号	令和元年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	認定第5号	令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	認定第6号	令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は6人です。

黒田議員については、質疑の間は参加できませんので、討論、評決での参加をお願いいたします。

それでは、定員数に達しておりますので、ただいまから令和2年9月中札内村議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

- ◎日程第1 認定第1号 令和元年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第2 認定第2号 令和元年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第3 認定第3号 令和元年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第4 認定第4号 令和元年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第5 認定第5号 令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第6 認定第6号 令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中井康雄君） それでは、昨日は消防費まで終わっていますので、本日は10款教育費から初めてまいります。

決算書196ページから233ページになります。

概略説明をお願いします。

阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） それでは、10款教育費の決算概要についてご説明いたします。

教育費の決算額は5億5,932万円余りで、昨年は7億2,640万円余りでしたので、前年の77%、大幅な減となっています。

これにつきましては、前年度に多目的運動施設整備工事で、約1億5,886万円があったことなどによるものでございます。

繰越明許費に6,828万円ありますけども、これはGIGAスクール構想に伴う端末整備と通信環境の整備。

もう一つは、文化創造センターのボイラー修繕工事になります。

以下、特徴的なものについてご説明いたします。

199ページをお開きください。

備考欄上段、学校等施設長寿命化計画策定委託363万円は、教育委員会が所管する学校施設や社会教育施設合わせて10施設について、中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、今後の具体的な整備計画を策定することの指針的

なものとして策定いたしました。

下段、永井明奨学資金貸付金は234万円で、月額貸付者7件と一時金の貸付者が1件となっております。

201ページをお開きください。

下段、教育振興費で、賃金の特別支援補助員賃金1,626万8,000円余りは、中札内小学校に3名、上札内小学校に1名、中札内中学校に2名を配置し、また、学校職員、特に教頭職の働き方改革を支援することを主体として、3校での活動にと学校教育専門員を1名配置を行ったものでございます。

203ページをお開きください。

報償費のコミュニティスクール委員報償62万円、下段、コミュニティスクール交付金137万3,000円余りについてですが、昨年は5月15日に第1回の地域協働型学校づくり協議会を開催し、28人の委員を委嘱、小中学校の経営方針の確認、活動計画などの協議を行っています。

以降の活動については、各学校の部会の活動のほか、全村的に挨拶・返事の取り組み、教育講演会の開催などを行っています。

205ページをお開きください。

備考欄中段、パソコン等譲渡事業償還金1,041万2,000円余りは、平成28年度に北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用して導入した村内小中3校のパソコン等の償還金になります。

5年計画の償還で、昨年は4年目となっております。

下段、中札内村青少年国際交流派遣事業補助金56万円余りは、総合交流として前年派遣したアメリカハワイ州エバマカイミドルスクールから、12月に8人の生徒を受け入れた費用なのです。

残念ながら、3月の村からの派遣は中止といたしております。

この事業費で、不要額が446万円余りと多いのは、この派遣分の引率分の旅費と補助金の事業中止によるものでございます。

207ページをお開きください。

備考欄中段、調理場管理費の修繕料の主なものは、冷蔵庫冷却ユニットの交換、調理室床塗装修繕などによるものです。

211ページをお開きください。

上段、学校給食業務の賄い材料費は、学校休業のため、給食の提供が少なくなりましたので、昨年度より118万円余り減額となっております。

不要額についてもこのような額が出ております。

備考欄中段、中札内小学校管理費の修繕料の主なものについてですけども、校舎南側グラウンドへ降りる階段の修繕、また、取替補修が必要な教室の黒板、カーテンなどの修繕が主なものでございます。

215ページをお開きください。

上札内小学校管理費の中段、トイレ改修工事は、職員来客用のトイレを洋式化に男女1カ所ずつ行っております。

少し飛びまして、223ページをお開きください。

下段、体育施設管理費の修繕料198万6,000円余りの主なものは、上札内交流広場トイレ浄化槽の活性炭の取替え、村民体育館給水ポンプの取替え、屋内多目的運動場にカーテンの設置が主なものでございます。

227ページをお開きください。

社会教育振興費の文化振興費、備品購入費はふるさと納税の寄附を活用して、イタリアファツィオリ社製のフルコンサートピアノの購入を行っております。

フルコンサートピアノの導入につきましては、道内初となっております。

次に、文化振興奨励事業補助金は9件の事業の交付のほか、音まちプロジェクトのコンサート、小中学校で行った子どもアートプロジェクトの事業を含んでおります。

音まちプロジェクトにつきましては、道の駅、文化創造センター、中札内美術村を会場に、6回のコンサートを行っております。

229ページをお開きください。

中段、中札内交流の杜管理費の工事請負費1,576万2,000円余りは、雨水対策を行うサッカー場の排水工事、もう一つ、施設の老朽化に伴う受電設備機器の更新と、もう一つ、給油配管の改修工事を行っております。

231ページをお開きください。

中段、文化創造センター管理費の音響照明及び図書館業務委託は2年目となりました。

図書館の魅力向上のため、公式アカウントを開設し、図書館の取り組みやイベント情報の発信など利用向上に向けて取り組んでいただいております。

このページの下段の方、屋上防水補修工事826万2,000円は、文化創造センター3カ年計画で行っていきまして、最終年となっております。

その下段の一般備品110万9,000円余りの主なものは、視聴覚室の椅子の更新、ハーモニーホールで使用するパソコンの購入などによるものです。

233ページ、最上段、図書館振興費の委託費ですが、昨年4月からインターネットにおける蔵書検索ができるようにシステムを導入しております。

以上で、教育費の概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、10款教育費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） それでは質問させていただきます。

決算資料の65ページを読んでちょっと、図書館事業についてお聞きします。

そこにも書いてあるとおり、図書館事業ですか、多くのイベントや取り組みもされていて、大人から子どもまで本当に楽しめる内容だったと理解しております。

この事業を委託して2年目となりましたけれども、図書館事業や照明、音響等も含め、行政として委託したことによる成果をどう評価しているのかお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） ご質問いただきました図書館の関係ですけども、2年目となりました。

もう1年目から図書館の魅力を上向きさせるのだという形で取り組んでいただきまして、毎月の事業も多くやっておりますし、子ども、さらに図書館への魅力を伝えるために、低年齢からの事業も取り組んでいます。

採用した職員につきましても、図書館の司書兼音響照明等の方にも関わっていただいておりますので、効率的な図書館の事業の運営を進めていただいているかなと思っております。

図書館自体、本の貸出数というのは年々減ってはいるのですが、これは全国的なこ

とでありまして、スマホ、インターネット等が普及しましたので、そこら辺をカバーするような形を取り組んでいただいているかなと思っています。

村教育委員会といたしましては、このような取り組みを行って図書館の魅力併せて音響等含めた経費の節減に向けた形で取り組んでいただいているものと思ひまして、委託した効果、成果はあるというふうに判断しております。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 分かりました。

これからもこの図書館の魅力を発信しながら、多くの村民が本に触れ合えるような取り組みを期待しております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございませんか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 223ページ、上札内交流館の委託の件でお伺いします。

前年比10万円ぐらいの増にはなっていますけれども、今年度、コロナになってからの、非常にあそこを使つての宿泊、その他、いろんな行事等がなくなつておるのですけれども、そこらも含めて、委託業務の状況等聞かせていただければと思いますけれども。

○議長（中井康雄君） 野原教育次長補佐。

○教育次長補佐（野原誠司君） 上札内交流館の利用については、地域の皆さまのほか、大学とかに案内させていただきまして、地域に限らず利用していただくような形を取っております。

また、宿泊についても最近増えておりまして、案内させていただく中で利用が増えてきているかなと思っております。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 199ページの事務局費の委託料の中にあります学校等施設長寿命化計画策定委託費ですけれども、これについては10施設において調査をされたという説明がございました。

その中で、最近建てたプールですとか、数年前に改修された中学校、それから上札内の交流館も入っているのかな、ここも改修されていると思いますけれども。

あと、多目的運動場、村民体育館なども含まれているのですけれども、最近建てたものやら最近改修したものまで調査をする必要があったのかどうなのか。

その点を1点お聞きいたします。

それと同じく199ページの通学費助成事業補助金で、5件で57万2,000円の助成をされているわけですけれども、その中で1件の方はちょっと管外から離れたところの高校へ通つておられるので多分下宿代かなというふうに思いますけれども、1件は大樹高校へ通学されている方への助成もあるというふうに載っていたのですけれども、大樹高校あたりは大樹町の方でも通学費助成を出されていると思うのですけれども、その辺の絡みはどのようなになっているのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） まず1点目の長寿命化計画の目的ですけれども、今回全ての教育委員会所管の建物をご質問のとおり調査いたしました。

計画といたしましては、10年間の計画期間なのですけれども、その全体としては10年の計画の中プラス40年間のトータルを見た中で、教育施設10施設をどのようにやっついこうかというのを見ているので、全ての施設を見えています。

近年改修した、設置した施設もあるのですが、40年という長いスパンの中でどのように長寿命化計画を立てて、経費を落とした中で改修をしていくかというのを併せて考えていただいていますので、新しい施設も含んだ中での計画等を策定しています。

この40年の計画の中で、当然新しい施設につきましては改修等は遅い計画になって策定はされております。

この10施設の優先順位をある程度つくるような形でこの計画をつくっております。

もう1点ご質問いただきました通学費についてですが、昨年は1件は管外からの申請でした。

これは下宿ではありません。

管外からでも居住地から高校まで通うのに公共交通機関を必要だということで、その分の助成をしております。

こういう場合は、当初規定をつくった場合、想定していなかったのですが、このような実例があるということで、早い段階で規定を改定して、このような場合も対象とさせていただきます。

そして、大樹高校との関係ですが、当初大樹高校につきましては、まず大樹町の方で通学については全て町の方で見るということをございました。

近年、中札内村含んで通学費の助成等を行う自治体がありましたので、大樹町の方で規定の改定を行っています。

まず、居住地においてこういう支援制度がある場合は、それを優先して、それを出た部分について大樹町の方で補助するということです。

ですから、中札内村の助成制度が1万5,000円限度でありますので、まずその限度まで中札内村で助成するとします。

そして、それを出た部分について大樹町から補てんされるというふうに、昨年度から大樹町の方で改定がございました。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 長寿命化計画の策定ですが、ある程度優先順位を決めるために、新しいものやら最近改修したものについても行ったということですが、中学校やら体育館、あと、交流館についてもそうですけども、築年数からいってもかなり年数の経っているものだというふうに思うのですよね。

大規模な改修はしましたけれども、その先もまた改修をして使うというような予定になっていくのかどうなのか。

なんか自分としては築年数からいったらもう次は建替えになってしまうのではないのかなというような気もするのですが、その辺はどうなのかなというふうに思います。

あと、通学費助成ですが、ちょっと管外から通ってきている人、ちょっと1件管外の方の分については下宿代ではなくて通学費助成だと言われてたのですが、それがちょっと説明では分からなかったのもう一度再度詳しく説明をいただきたいと思います。

あと、大樹高校については、中札内村の1万5,000円はみ出た分が大樹町で助成をしていただけるということで理解はしました。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 通学費の方を先に説明いたします。

通学費につきましては、中札内村の方が管外の高校に入学いたしました。

そして、その近く、その町の住宅、例えば親戚、例えば下宿、今回は下宿ではないのですが、そこから学校まで公共交通機関を使った場合、それについて対象としたというこ

とになります。

あと、学校施設、社会教育施設、建築年度が確かに古いのが多々あります。

新築にするか、中学校みたいに長寿命化にして大規模改修を行うか。

それにつきましては、今後の財政にも関わってきますので、まちづくり計画の中でローリング等を行いながら、どのように進めていくか。

そのような形になるかと思います。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

それではほかに質疑はございますか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 今、通学費の話の中で、下宿している人は下宿から学校までの通学費ということを言いましたよね。

払っているのは。

村外出て行っている人は。

管外に出て行っている人は、下宿から学校までの通学費を払っていると仰いましたよね。

違いましたか。

であるのなら、もしか今後いろんなこと起きると思うのですが、通学費だけでも寮に下宿している人や何かはこれは全然該当しないのですかね。

自分の頭の中でちょっと、下宿代も通学費も同じような形の中で出すことが平等でないかって考えたのですが、その辺の考えはいかがですかね。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） この制度の説明なのですが、通学費及び下宿等の費用について助成することとしています。

それは、助成額については1万5,000円を限度としています。

ですから、議員おっしゃったとおり、下宿、寮についても対象となる家庭であれば、この通学費等の助成は対象となります。

ただ、昨年度、この対象とした方につきましては、管外の下宿ではございません。

仮定の話で下宿って話したのですが、この実際の方は身内の方のところですので、その居住に係る費用はかかってございません。

あくまでも昨年は公共交通機関に係る費用の2分の1の助成をしております。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 例えば、通学費はかかるけども1万5,000円かからない場合でも出すのですか、それとも実費なのですか。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 助成制度といたしましては、かかる経費の2分の1、そして、限度額が1万5,000円までです。

ですから、3万円を超えても1万5,000円しか助成は出ないということになります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございませんか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 教育行政の実績報告書、黒ナンバー15ですね、を読んだの質問なのですが、社会教育の中の生涯学習ですけれども、令和元年にはパソコン教室が講座として実施したということが書かれております。

この生涯学習ですけれども、これは村民が何かを習いたいとか学んでみたいなど自主的な活動を行政が支援する事業かと思われませんが、数年前に習いたいことがあれば、5名集め

れば開校できますというような事業と同じなのかなと理解しましたけども、私も同じ趣味の人を5名集めるのはなかなか大変で断念した記憶もあります。

ここ数年、生涯学習の取り組みが減ったような気がします、現在はそのような条件ではやっていないのかお伺いします。

また、パソコン教室は何名参加で行われたのかもお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） この事業につきましては、そのような形で活動をしていただくような形で教育委員会で助成してございます。

ここ数年は確かに少なくなっている状況は、議員おっしゃったとおりとなっています。

広報活動につきましては、年度の始めあたりに広報を通じてPRしてきているのですが、さらに使いづらいのであれば、今お話しした5人というのが一つの制約になっているのであれば、それにつきましては、教育委員会議等にかけて、このような形を協議していく場を設けたいと思います。

パソコン講座の人員については、はっきりした数字はここに持って来ている資料では分からないのですが、10人程度の方が参加しているのではないかとことです。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 分かりました。

村内に在住していて、私の知っている限りでは手芸とかアクセサリーづくりなど、教えられるよ、教えてもいいよという人が数名おられます。

そういうような方を講師として募ったり登録するなどして、5名という人数制限をせずに実施してはどうかと思います。

また、時代の変化に合わせた講座も大事ではないかと考えます。

シニア向けのスマホ教室とか、あと、オンライン、これからいろいろ普及されていきますけども、オンラインが分からない方はZoomの体験講座とか、今求められている講座ではないかと思えます。

そのパソコン講座、教室ですか、それは本当に、もっと参加したい方が村内にいられるのではないかなと思うのですが、これは一般募集で行ったのかどうかお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 野原教育次長補佐。

○教育次長補佐（野原誠司君） 報告書に載っています社会教育活動振興助成事業については、対象経費の2分の1を補助させていただく事業となっています。

あと、もう一つ、自主生涯活動の事業の補助ということで、文化振興基金補助の方で講師謝礼1万円を補助する事業を二つ行っております。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 今そういった住民の方が何かやりたい場合の講座についてご説明いたしました。

例えば、今議員がおっしゃったとおり、パソコン講座等につきましては、そういう方が大勢いるような形、そういう声が聞こえる場合は教育委員会が事業主体として開催することも可能かなと思っています。

ただ、こちらのパソコン講座につきましては、その団体が希望してこの講座を開設します。

そして2分1、講師の分を助成しますという制度になっています。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 分かりました。

住民に、せっかくなにかいい講座やっているのに周知されていなかったのかなって思って、周知の方法をもう少し工夫するとか、先ほど言いましたけれども、そのようなスマホ講座とか時代に合った講座などを、村外でももし、パソコンなら得意だよという方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう人たちを講師、先ほどの手芸の方もそうですけども、そういうのを登録制にして、何か村を活性化したらいいなって思っています。

今後、そういう感染にも気を付けながら、工夫して生涯学習の機会をより多くの人に提供してほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 議員おっしゃったとおり、生涯学習講座につきましては教育委員会が主催しますので、広く周知したいと思います。

周知につきましても、今おっしゃったとおり、分からない方もいらっしゃると思いますので、なるべく工夫するような形も行って考えていきたいと思っています。

事業として二つあるのですよね。

生涯学習講座は教育委員会の方で主体なのですが、パソコン講座につきましては社会教育活動振興助成というふうになりますので、そちらの方は、社会教育振興助成の方はある程度のグループがこういう事業をやりたいという場合に助成する制度になっています。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは、207ページのスクールバス運行管理委託料ですが、予算やら前年度と比較しても下がっているのですが、先ほど学校給食の賄い材料等も下がっているということで、多分臨時休業による影響なのかなというふうに思うのですが、その下がった要因というのを教えていただきたいと思っています。

それともう1点は、227ページの交流の杜管理費で、3階の教室の利用について、利用しやすくするために月額利用としたと。

それによって、今3件の貸出があるようですが、どのような方が使われているのかということをお聞きしたいと思います。

あと、この冬の暖房については、確かいつか村の方でストーブを用意するか何か出たような気もするのですが、その冬の暖房についてはどのように対応されているのかを伺います。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） まず1点目のスクールバスの関係についてご説明いたします。

概要説明のときにちょっと漏れて申しわけありませんでした。

この不要額が出ておりますのは、スクールバスの委託費によるものです。

質問した中であつたとおり、今回、学校休業に伴いましてかからなかった経費というのがありますので、その分が今回前年と比べて少ない額となっております。

ただ、今年度に入ってなのですが、借り上げにつきましては他の休業補償と同じように支援する形、今年度に入って支援する形は取らせていただいております。

○議長（中井康雄君） 野原教育次長補佐。

○教育次長補佐（野原誠司君） 交流の杜の3階の利用についてですが、今言われたとおり3件ありまして、1件がレーザー加工、主ですね、使っていただいております。

あと2件についても趣味のものを、ラジコンとか絵画とかですね、そういったものを置

いたり、あと利用したりということで利用していただいています。

暖房についてもその利用するときにスイッチを入れて利用してもらう形となっています。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） スクールバスの委託料については分かりました。

下がった理由については分かりました。

スクールバスも今村で3台所有している。

かなり年数的には古くなってきていると思うのですが、一番古いもので平成13年に導入されているということが載っていたのですが、それでいきますと約19年か20年近くになってきているのですが、このスクールバスの更新等については、ある程度もう計画を立てられているのかということをお伺いいたします。

それと交流の杜については、利用されている方の内容は大体分かりました。

冬の暖房については使うときにスイッチを入れると今言われたのですが、これ集中暖房ではなくて何かストーブを置くような体制を取ったのではなかったのかなと思います。

そのストーブのスイッチを入れるということで理解をしいのかどうなのかをお聞きします。

あと、今、コロナの関係で在宅勤務ですとか観光地あたりでのバケーションを兼ねての遠隔地からのテレワーク等で働くというような、段々働き方もちょっと今変化をしてきているわけですが、そういったことも考えますとやっぱり、この空き室を何か利用するために、そういった企業といましようか事業者と交渉するチャンスでもないのかなというふうには思うのですよね。

ですから、昨日新聞にも出ていましたけども、十勝農協連がテレビ会議と言いましようか、そういったことで段々と会議の行い方とかそういったことも変わってきていますし、仕事の働き方等も変わってきていますので、やっぱりそういったIT関係ですとかそういったところに声をかけて、少しでも利用していただくようなことも考えていくべきではないのかなというふうに思うのですが、これは教育委員会だけではなくて、やっぱりちょっと村の方の企業誘致やらそういったことにも関係してくると思いますので、その辺、村長あたりの意見もお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） スクールバスの更新の関係ですが、確かに今質問あったとおり、古いのは13年度から後、順次導入してございます。

通常であれば更新する年次に入っているのですが、これもまちづくり計画、ローリングの中で数字を入れた中で毎年度検討してきております。

まず、一昨年度あたりからこのスクールバスの更新というのが話題になっていまして、何年度に更新しようかという形は話してきているのですが、現在の使用キロ数につきましては、民間で活用している路線バスと比べますとまだまだキロ数は走れる状況だと。

そして程度につきましても、一部修繕していけば使用できる範囲ですので、計画の中には乗っているのですが、ローリングの中で後年度の方にずらしてきている状況でございます。

スクールバスの購入につきましても、財源というのがあまりいい財源がありませんので、過疎債等あればそれを活用して導入できるのですが、財源があまりないものですから、

このような形を取っています。

できるだけスクールバスを長く乗ると。

そして、必要な修繕を行うというスタンスでおります。

○議長（中井康雄君） 野原教育次長補佐。

○教育次長補佐（野原誠司君） 交流の杜の3階の暖房の関係ですけども、補足させていただきます。

暖房については自分で持ち込んでいただいています。ストーブとかですね。

寒い場合は持ち込みしていただいています。

あと、IT、テレワークについてですけども、委託先の関係もありますけども、村と委託先連携して継続してPRの方はしていきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） ただいま交流の杜の空きスペースを、ワーケーション等、今非常に話題になっております。

そういったことで活用したらどうかというようなご提案ございました。

確かに、非常にこのコロナウイルスで、都市部の人が密集したところで生活することへのリスクというのが非常に今関心高まっております。

そういった面で、北海道、中札内村も含めて北海道、地方にとっては大きな、一方ではチャンスも今到来しているのだらうなというようなことは私も受け止めております。

中札内村については空港も近いですし、交流の杜あたりもインターネットの環境も整っておりますので、そういったチャンスは多いに私もあるというふうに考えております。

ただ、北海道のある町、東川町などはそういったことで新聞の一面広告を使ってPRとかしているのですけれども、まだ本州の新型コロナウイルスの感染の状況がなかなか収まらない状況を見たときに、今そういったことを動き出すのはちょっとまだ、この地域で暮らしている方の不安をあおることになるのではないかなという思いはありまして、ちょっと今具体的な動きには至っておりません。

ただ、今後、チャンスであることは間違いありませんので、そういった面で教育委員会もしっかり連携図りながら、広報もしっかり強化して、そうやってその呼び込みをしたいなというふうには考えてございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） スクールバスにつきましては、必要な修繕をしながら後ろへちょっと延ばしていくということですけども、やっぱりいざ20年ぐらいになると部品が無くなったりですとか壊れたときになかなかすぐ直らないというような点も出てくるのではないのかなとも思います。

昨年でしたか、ちょっと何か大きい修繕もあったような気がしますけれども、やっぱりそういったときの対応というのは、大新東さんでほかのバスもあるから何とかできるのかなとは思いますが、その辺の対応はどうするのかなというふうに思います。

あと、テレワーク等での企業誘致ですけども、今村長おっしゃったように、今このコロナ禍の中ではなかなか移動はできないと思いますので、やはりもう少し落ち着いてきた段階の中で、やっぱりぜひそういった企業誘致みたいなものを取り組んでいただきたいなというふうに思います。

中札内村の人口もやっぱり4,000人を切ってからじわじわとやっぱり減少、少子高齢化の影響もあるのか、減少してきております。

今、確か外人さんも入れて3,900ちょっとぐらいですから、実質の方というと3,8

50人ぐらいですか。の人口になってきていますので、やはり何か手を打っていかないと、さらに進んでいってしまうのではないのかなというふうに思います。

これはちょっと他のあれですけど、農協さんあたりが加工事業を始めたときに、やっぱり販売先を探すのにかなり苦労したと聞いております。

そんな中で、やっぱり職員の方がいろんな企業に行ってもなかなか門前払いで相手にしてもらえないと。

やっぱり行くのであればトップが行って交渉しなかったらなかなか話に乗ってくれないのだというようなお話を聞いたことがございます。

ですから、そういった企業誘致とかそういったものに関しては、やっぱり街のトップの方の出番というのが必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺検討していただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） スクールバスについてですけども、去年は大きい修繕はなかったんですけども、大きい修繕があった場合、可能性として十分ありますので、その場合につきましては、今現在委託している大新東の方において代替バスを出すような形で確保できますので、後年度に延ばしている状況もあります。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

それでは、換気のこともございますので、ここで休憩をしたいと思います。

11時5分まで休憩いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時04分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

教育費についての質疑を続けます。

質疑はありませんか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 今、スクールバスの話出ましたけども、今、スクールバス、多分3台ですか、大きい2台とそこそこのと。

今いろいろ話していましたが、長く持たせて何とかするという話なのだろうけども、ああいうバス、今3台どうしてもいるのですかね。

もしかすると、今3台のところ5台にするとか、小さいやつを入れていって、そういうふうなことは考えたことないのですか。

あくまでも今のスクールバスのタイプの中の継続ということで考えているのか。

それとも、もう少し小さいバスを入れて台数を増やすと考えるのか。

その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） スクールバスの運行状況についてですけども、現行は村有バス3台、みどり、かしわ、ひばり、そのほかに借上車を借りて、4台で登下校の運行をしております。

現在の小学校2校、中学校1校の登下校に対応するのは、この4台がフルに朝の時間、下校時間も活用が必要でございます。

今の児童数、生徒数から考えるとこのようなのですが、仮に児童数、生徒数が減少した場合、そういう場合は、今後バスがもう少し小型にして5台にするとか4台でいいとか、そういう話になってくるかと思えますけれども、現行の児童生徒数から考えれば、今の状況がベストだと思います。

また、学校行事等に出かける場合、今は新型コロナで密にならない形で行っているのですが、その場合も1クラス、教員等を入れて40人を超える場合がありますので、うちでいうとみどりの大型の車両が必要と考えております。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 事情は分かりましたけれども、どうしても大きいものばかりということにも考えられないし、今我が家の前もスクールバス通ると、一人とか二人とかって。

今言うように学校単位でいくとそういうふうになるのかもしれないけれども、経費的にいろいろ考えると、大樹あたりはもう中島地区といたら小さいワゴン車1台しか行かないわけですよ。

だから、今の大きな区域を半分にするれば小さいバスで済むことがあると思うので。

その辺を十分検討していただきながら、やっぱりどうしても大きいバス、無くすることにはならないと思います。

ただ、大きいバスを1台にするか2台にするか、3台はいらないよということになるのかと思うので、その辺を十分検討しながらやっていっていただきたいと思います。

これは今どうこうすれという話ではないのだけれども、そういう方法もあるということで意見として言わせてもらいます。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） ただいまいただいた意見につきましては、更新時期につきましては十分配慮して考えた中で検討していきたいと思っております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

ほかに質疑がなければ、次に進みます。

それでは、次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費を一括して、232ページから235ページまでの質疑を受けます。

質疑はありませんか。

ほかに質疑がなければ、次に進ませていただきます。

次に歳入全般、42ページから77ページまでと、黒ナンバー14番の財産調書の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは歳入の方でちょっとお伺いいたします。

63ページの農地利用最適化交付金344万4,000円とあるのですがけれども、これについては前年度から見るとかなり、240万円ほど増えているのですがけれども、これについてはどのようなことで増えたのかということをお聞きしたいと思っております。

あと、67ページの財産売払収入の中で、株式売払で97万4,000円ほどあるのですが、これはどこの株式の売り払いなのかということをお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 中道農業委員会事務局長。

○事務局長（中道真也君） 私の方からは、農地利用最適化交付金の増加要因について答

弁させていただきます。

最適化交付金につきましては、平成29年度から創設された交付金でございます。

こちらは農地法の改正で、これまで任意業務でありました農地の幹旋ですとか、農地パトロールなどが法令上義務付けられました。

それに伴いまして、農業委員の活動実績や農地の集積面積に応じてインセンティブを与えて、交付される交付金でございます。

令和元年度の主な増加要因ですが、交付金の算定方法が大きく見直しされまして、活動実績では、農地の幹旋等に係ります農業委員の時間単位の活動が日換算で算定する方法に見直されたこと、あるいは、これまで単年度における離農者などの非担い手から認定農業者などの担い手に集積された面積のみが算定される方法でしたが、令和元年度からは、農地集積計画による農地の賃貸計画の賃貸契約などの更新についても集積面積に含まれることとなりましたので、その辺の集積面積が交付金の中に多く含まれることとなったことから増加となりました。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（渡辺大輔君） 私の方から株式の売払について説明申し上げます。

道内の7空港の民営化に伴いまして、帯広空港ターミナルビルの株式32株を北海道エアポート株式会社へ譲渡した際の売払いとなります。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 農地利用最適化交付金については、どのような交付金かの中身は分かりました。

今説明聞いていますと、毎年同じくらいの金額が入ってくるのではなくて、その年の農地の幹旋数ですとか、賃貸ですとか売買等の件数が多かった場合については増えて、少なかった場合には減っていくというような、そんなような理解でよろしいのでしょうか。

あと、農業委員さんの報酬額等にも充てるための交付金でもあるというような話だったのですけれども、今現在、うちの村の農業委員さんの報酬額というのはここ数年ずっと変わっていないのですけれども、報酬額の位置といましようか、管内の中の農業委員さんの中でどのぐらいの位置に占めているのかなということをお聞きいたします。

あと、株式の売払ですけれども、空港の民営化によるものだということでも分かりましたけれども、財産調書の中では株式でなくて出資金になっていたものですから、ちょっとどこのものか分からなかったのですけれども、出資金ではなくて株式だったのですかね。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（渡辺大輔君） 株式自体32株を今回売払いました。

出資金につきましては、毎年配当がありますので、そちらは歳入として入ってきております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 宮部議員のご指摘の財産調書の出資による権利、項目としては出資による権利、中に出資金と出捐金それぞれ含んでいるのですけれども、内容的には株式を保有しているということで、当初出資したときの額がその株式の額面掛ける32株分を保有しているということで、財産調書上は出資による権利として計上させてもらっているということでもあります。

ですから、財産調書上は今回移行によって32株分については決算年度中の減ということで、株式はもう保有していないという形になっています。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

中道農業委員会事務局長。

○事務局長（中道真也君） 農地利用最適化交付金の件で、農地の集積の増減が多ければ交付金に反映される部分が大いのかというご質問があったかと思えます。

議員のおっしゃるとおり、農地の集積が高まれば、これまで積み重ねてきた集積面積も算定されますし、新たに、例えば、国から払い下げを受けた農地が増えたり、そういう新規のものも含めて、集積が増えれば交付金も増えるという流れになっております。

また、毎年このように増減するののかという部分もありましたけども、これにつきましては29年度から創設されたということで、今まだ制度上安定的になっていないものですから、あくまでこの交付金も予算補助ということになりますので、全国的な交付金をどのように充てるかという視点もあって、算定方法についても今段階ではまだ見直しをかけた交付金を出しているという状況でございます。

それから、報酬の金額についてですけども、平成30年度に会長と農業委員さんについては引き上げをしております、会長につきましては、以前4万8,100円でしたのを5万3,000円に引き上げをしております。

それから、代理につきましては据え置きで3万7,600円、委員については3万1,100円から3万4,000円に引き上げを行っております、管内的な位置で言いますと中間よりやや下ぐらいの位置に位置しているかなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

それではほかに質疑はありませんか。

ほかに質疑がなければ、次に進みます。

次に、特別会計に入り、国民健康保険特別会計に進みたいと思います。

特別会計の概略説明はすでに終わっていますから、国民健康保険特別会計、237ページから258ページまでの質疑を受けます。

質疑はありませんか。

国民健康保険特別会計について、質疑がなければ次に進めさせていただきます。

次に、介護保険特別会計、260ページから275ページまでの質疑を受けます。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 介護保険のところで、収入未済額ですけれども、介護保険についてはここ数年若干ずつではありますけれども、ちょっと増えてきているのかなというような気がいたします。

今回、現年度分で6万3,600円、そして滞納分幾らかは、5万円ほどは入っていますが、繰越で32万4,000円ほどあるということで、前年度からしても若干では増えていますが、この増えている要因といたしまして、同じ方の分が増えてきているのか、また新たに違う方が入って増えてきているのか、その辺どのようになっているのかをお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいま宮部議員の方からご質問があった未済額の方のことにつきましては、同じ人ということでございます。

去年度と同じということでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 昨年も聞いたような気もするのですが、その方が職場を定年というか、変わって収入が減少して払えないというようなことを聞いた記憶もあるのですが、やはり収入が少なくお支払いすることが難しいということなののでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 1件の方につきましては、生活状況がやはりかなり厳しいという状況で、重なってきているというふうにお聞きをしております。

一人の方については、収入はあるのですが、いろいろな諸般の理由で支払いが難しいというふう聞いております。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1件の方は収入的に厳しいと。

もう1件の方は収入はあるけれども、ちょっとはつきり聞こえなかったのですが、なかなかお支払いをしていただけないのかなというふうに思いますけれども、やはり、だんだんと溜まっていってしまいますとだんだん増えていきますので、できる限り現年度分ぐらいは納めてもらうような形でご努力をいただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

ほかに介護保険特別会計について質疑はありませんか。

質疑がなければ、次に進みます。

次に、後期高齢者医療特別会計、277ページから284ページまでの質疑を受けます。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

質疑がなければ、次に進みます。

次に、簡易水道事業特別会計、286ページから297ページまでの質疑を受けます。

質疑はありませんか。

質疑がなければ次に進みます。

次に、公共下水道事業特別会計、299ページから306ページまでの質疑を受けます。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 304ページの脱水汚泥堆肥化処理委託費ですけれども、結構前年から見ても大幅に上がっているのですが、排出量はそんなに変わっていないと思うのですが、この大幅に上がったわけを教えてくださいたいと思います。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 脱水汚泥の堆肥化処理委託料の増額分につきましては、実は平成30年度までにつきましては、JAに委託をし、牧場、大規模草地の方で処理をいただいております。

しかし、大規模草地の方で処理するのが難しいということで、31年度からは処理をする業者を一般の処理会社の方へ委託というか処理を変更しております。

大正にあります株式会社北海道山有さんというところに委託をしているのですが、倍ぐらいの委託料に。

やはり牧場で処理をするというよりも民間で処理をすると、そういった形で処理料は相当高くなっているという現状でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

7番宮部議員。

○7番(宮部修一君) 委託先が変更して、民間の会社が変わったということで、かなり上がってしまったということなのですが、以前は大規模牧場で処理をさせていただいたのですけれども、これは堆肥化工場あたりでは処理というのは、これはやっぱりまずいことなのではないでしょうか。

うちの村の堆肥化工場での処理というのはできないのでしょうか。

○議長(中井康雄君) 成沢施設課長。

○施設課長(成沢雄治君) 堆肥化工場の方にも相談は1回しましたが、処理するのは今の状況の中ではできないということをお願いしております。

基本的に下水道のこういった脱水汚泥とか、そういった部分の汚泥については、堆肥化もし、農地還元をするということが基本になります。

そういうことで、牧場に入れていただいて堆肥化をさせていただいていたと。

ですので、牧場がだめだということになりましたので、堆肥化センター、当然のようにご相談させていただきましたが、やっぱり受け入れが非常に難しいということで、近場にある大樹と大正の民間の会社にご相談をする中で、安価の方を選ばせていただいて、大正の山有さんをお願いしているという状況でございます。

○議長(中井康雄君) よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

なければ次に進みます。

それでは、全般についての質疑を受けたいと思います。

質疑はございますか。

5番北嶋議員。

○5番(北嶋信昭君) 全般ということですから、コロナについてちょっとお伺いしたいのですが、コロナコロナということで、いろいろな自粛、いろいろなことで村民全体が自粛をしているのですが、経済が回らないと言いながら、それではこの間も補正でありましたけれども、飲食店の2,000円券、これ各家庭に配りますと。

自粛しながらこういうことをやっていて、いつ使うのですかね、これ。

これも議会もいつもなら11日に終わったら、議員と職員とで交流するのですが、それも無くなった。

だけでも、街の中では自粛のおかげで経済が回らない、補償もしたり貸付もしたりといろいろなことをしているのですが、解決はつかないのですが、今のこういう状況の中で村としてどうなのですか。

あれもこれもだめだということになるのか、だめだとは言っていないけれども、村民は自粛をしなくてははいけない。

聞くとところによると、ぽつらぽつら、あちらこちらで飲み会をしているとか、交流をしているという話も聞くのですが、全体としてこのまま行ったときに、経済が回らないのですよね。

そう言いながら、プレミアム券も出したし、今回出しました飲食店の2,000円。

こういうバランスの取れないことをしながら、一生懸命頑張っているのだけでも、ここまで自粛をしなくてははいけないのか。

例えば、我々も地域に老人クラブがありますけれども、いつやれるかいつやれるかと皆が言っているわけですよね。

個人的に極端な言い方をすると、部落単位くらいはなんとか良しとは言えないけれども、その辺も見てあげるとか、小さい集まりであれば、良いとか悪いとかで話でないのだけど、

どういうふうに言って良いのか分からないけども、例えば、去年の暮に出来たカラオケ屋さん、これ非常に大変なのですよ。

けども、金が回らない、人も動かないという形の中でどういうふうに説明して良いのか分からないけども、村これで良いのですかということをお伺いしたいのですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） さすがにこれは決算のあれなので、ちょっと質問的にはあれなのですけども、ご意見としてお伺いしたいのですけれども、村長、副村長どちらか答弁ございましたらしていただいて終わらせたいと思います。

森田村長。

○村長（森田匡彦君） ただいま、北嶋議員ご指摘のとおり、非常にコロナ禍での生活、対応というのは非常に難しい面がございます。

ただ、中札内村としては、一貫して自粛してくださいというようなお願いはしたことがございません。

というのは、経済回さなくてはいけないということは十分承知しておりまして、何を気を付けなければいけないのかというのは、感染リスクを高めない中で経済を回すことだというふうに考えております。

それはやはり大人数で、それこそ本当にお互いの距離近く飲食するというのは、なかなかそれはどンドンやってくださいとは言えないという状況にあります。

ただ、その辺りそれぞれの方が気を付けながら、それぞれの判断でやっていただくしか、これは本当に正解がございませんので、そういった面では本当にお一人お一人を気を付けながら、なお、その中で、この中札内村の経済、商業、産業をいかに守っていくかというようなそういった意識を高めるような、そういった広報、啓発活動をこれからもしっかり取り組んでまいりたいなど。

非常に、一度コロナの感染が出てしまうと非常に大きな影響、村内外に及ぼすということもありまして、やはりいろいろな面で、こういったことはオーケーですよ、こういったことはダメですよということはないかなと言いつらい面がございます。

そうなったら難しいことではあるのですけれども、可能な範囲で楽しんでください、経済を回していただくようなご協力をくださいというような、そういった呼び掛けをこれからも継続して取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 決算委員会で、ここで質問することではなかったのですけども、今この状況の中で来年の今まで待っていれと言っても待ってられないので、そういうことで、村長の意見を聞かせていただきました。

ちょっと場は違うかも知れないけれども、村長の意見を聞きましたので、ありがとうございます。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

それでは、ほかに全般について質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 施設課のところでお伺いしたのですけれども、合併処理浄化槽の事業費なのですけども、これ保健衛生の関係かページ数を見落としまして、施設課のところでは質問はできなかったので、今ここでお聞きしたいと思うのですけども、まず、この決算資料あたりのつくり方というのですか、どうしても関連性があるので、この保健衛生のところでの合併浄化槽が152ページで出てくるのかなというふうに思うのです。

けども、施設課だけではなくて、保健福祉と住民あたりも被ったりしてページ数がいろいろ飛んでいるのですよね。

職員の皆さん方からすれば長い間見ているので分かると思うのですが、我々こうやって資料あたりチェックする際には非常に見づらいのですよね。

パッとページをめくって行って、ポーンとこういう合併浄化槽が出てきてしまう、これは多分施設課の管轄のものだなというふうには分かるのです。

長年やっているとは分かってはくるのですけれども、非常にこの資料自体が分かりづらいというのですかね。

その辺なかなか直すことはできないと思うのですが、この辺、もう少しパッと見て分かるような、ある程度その課によってページ数で区切って行ってもらえるような、作り方ができれば一番良いのですが、なかなかそうもならないのかなと思うので。

せめてこういう飛んでいるところについては、その担当課の頭文字でも入れてもらえると、非常にチェックをしていく段階で分かりやすいなと思います。

合併処理浄化槽ですが、農村地区と上札内の市街地区も合併浄化槽で対応していると思うのですが、この浄化槽が入ったことによって非常に衛生的にもよくて、良い環境で生活ができるようにはなっているのですが、今、この合併浄化槽の普及率が80.4%ぐらいまで普及してきているのですが、結構維持費がかかるのですよね、合併浄化槽を設置することによって。

年に1回ぐらいの汲み取りと、あと保守点検ですか。

それが年に2、3回あるのかな。

あと、それによって薬を入れたりですか。

ちょっと自分は余分だなと思うのですが、浄化槽法の第11条検査というのがあって、これが毎年受けなければならないと。

これは本当に専門の保守業者が年間2、3回点検していて、果たしてその検査も必要なのかというふうに思うのですが、これは法で決まっているので、受けなければ罰則もあるということなので、どうしてもそれにもまた費用がかかってくるということで、多分、市街地区の下水道処理の利用料から比べると、合併浄化槽の維持費というのはちょっと割高ではないのかなというふうに自分は思っているのですが、その辺、施設課の方でどのように捉えていますか。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 合併浄化槽と下水道の比較なのですが、私もどれくらい差があるのかということで今回調べてみました。

合併処理浄化槽を設置するときに、村からの助成金がそれぞれ五人槽、七人槽、九人槽ということで出しておりますので、設置者が負担する金額としては、きっと10万円から20万円程度ぐらいなのかなというふうに理解をしているところで、例えば、では下水道はどれぐらい負担しているのかというと、下水道は受益者負担金として11万円を村の方に納入しなければいけないということになりますので、設置時、それほど大差がないのかなというふうに考えているところでございます。

使用の方なのですが、実はどれぐらい使うと年間の合併処理の経費、それぞれ個人差があつて若干は違うのですが、ちょっと確認をしますと、例えば、月水量で30トン程度水を使う家庭であれば、下水道と浄化槽を比較すると同じぐらいということになりますので、例えば、もうちょっと水量使わないで下水道使用料払っている人は安いでしょうし、30トンを超えて下水道使用料を払っている人は、実は浄化槽の年間負担している

金額よりは多く払っていると。

そういう状況になりますので、人それぞれになりますので、水道料を多く使っている家庭については、合併浄化槽より負担は多いというような状況になっているところでございます。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） あともう1点追加、補足で説明させていただきます。

似たような検査が年間何度かあるというお話ありました。

同じような検査を年間に何度かあるのは不経済ではないかというご指摘。

そちらについては、実は北海道の合併浄化槽の協議会みたいのがございまして、そちらの方から同じような問題提起が国に対してしておりますが、なかなか今のところ改善はされていないというような状況でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 私、実はふるさと納税の関係で何点かお尋ねをさせていただきたいと思います。

この決算書と資料を見ていって、最終的にふるさと納税、税収としての利益はどのぐらいになっているのか。

計算してみると、僕の計算の仕方があっていのかどうかちょっと分かりませんが、三十四、五パーセントが純利益というふうに私は取らせてもらいました。

しかし、このふるさと納税の表示のあり方、我々、全員協議会等でいろいろ説明受けるのですが、基本的に何月何日からこれだけの件数でこれだけの税収がありましたと。

そして、実は業者の方々にお支払いをしているわけですね。

これが半年だ、あるいは七カ月、八カ月だ。

余った金、不足した金、そういうものはどうなのって。

繰越明許だというお話なのですね。

それは理解します。

しかし、やっぱり僕としては、収入と支出、そして未払いなどはあるのか、繰越明許ということは未払金でございます。

そういう捉え方しておきます。

そうして、現実にこの期間の中で、税収としてどれだけ儲けがあったのか。

そういう言い方をしていただけると非常に分かりやすいと思います。

それがまず1点ですね。

それともう一つは、業者の方々、これは随意契約でお支払いをされているのですか。

それとも、別な形で、何らかの形で契約を結んでやっているのか。

あるいは商店のように物を売り買いしているのか。

その辺のことがちょっと見えてこないの、あえて、この決算期にあたりまして、ご質問をさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（渡辺大輔君） まず1点目のご質問ですけれども、寄附金から経費を除いた分がいわゆる利益と申すのでしょうか、なるのかなと思うのですが、それが約2億5,000万円、昨年度で申すと2億5,000万円になります。

税収と申すのか、これは寄附金になりますので、その分を、2億5,000万円を基金に積み立てた額ということになります。

それから2点目、各業者とは特に契約は結んでおりません。

こちらが発注しまして、それに対して請求が上がってきたらお支払いするという形になっております。

○議長（中井康雄君） 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 心配している点については、皆さんももうお分かりだと思いますけども、奈半利町の問題がありました。

職員が一生懸命頑張りすぎて、いろんな形が法律に触れるような行為になったという報道がされて、テレビでも新聞でも賑わされました。

契約もない、これはちょっと不自然な気がいたします。

物事の道理といたしまして、やはり職員に精神的な圧迫、あるいはふるさと納税に係る過度な期待等々が職員にかからないようなシステムになっているかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 私の方からお答えさせていただきます。

今、渡辺補佐の方で、業者さんからの請求に基づいて支払いを行っているということだけなのだ。

つまり、請求書があればそのとおりに払っていただくという意味合いにちょっと受け取れたかと思いますが、現実的にはその商品の価格を決めるときに、必ず理事者までの決済をやっています。

ですから、その商品が決まれば、当然それに対する寄附を求めて来られた方は、その表に出ている、公表されている商品自体を指定してきますので、当然それを選択されたものとして、うちはその請求額と希望寄附金を納入された方が希望した商品の合致を確認をして、請求額と間違いがないことを確認して支払っていると。

ただ、随意契約かどうかという部分については、新商品の価格を選定する段階で、当然理事者との協議は行った上で公開していますから。

その時点では随意契約、つまり、文書には残っていないけれども契約行為は行っているというふうに見なしております。

ですから、職員が全負担をその場で負っているというようなことは絶対ありませんし、それは当然村として契約行為を行っているものと同等であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（中井康雄君） 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 今のお話である程度は理解をしたいと、そう思います。

しかし、ただ、そういうことであると監査のしようがないのではないですか。

ふるさと納税の中身についての監査のしようがないのではないですか。

そういうことであれば。

私、否認をするということではないのです。

反対をするということではないのです。

今後、やはり私が冒頭申し上げましたように、期間中収入がどれだけあって、期間中支出がどれだけあって、期間中どれだけ翌年に繰り越さなければいけないものがあるのかと。

そして、納税者に対して半年も待っていただいているという部分がありますので、その辺のことを含めて、やっぱり私たち村民の皆さまにも納税者にも、後できちんと答えられるような流れをつくっていただきたいという気持ちで最後の質問にさせていただきました。

意見として聞いていただければそれで結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 申しわけありません、ご質問の趣旨、十分今の最後のお話で理解いたしました。

現実問題、村が支払うまで、つまり発送がされるまでにかかなりの期間を要している。

だからこそ、繰越明許なりの措置をどうしても取らなければならない。

それがますます実際に入ってきた金額と積み立てる額、ここに祖語を生じたりだとか、決算の支払額との額がうまく一致しないと。

議会の今回の決算資料の中では、一応実際に納入された額、繰越明許で今後払っていくべき額、それが経費として計上されて、残りが先ほど渡辺補佐がお話しましたとおり2億5,000万円、これは積み立てるお金と。

現実的に村が使えるお金というのは、この2億5,000万円のみということはお話をいたしました。

実際、支払いが完了しているかどうかということに関しましては、決算の中でもそういう明細をできるだけ出すように、資料としては提示できる部分については提示をしておりますし、当然それが確認できなければ、うちも担保として支払ったということの担保がありませんので、実際に発送されたかということもしっかりチェックする体制を取りますし、当然それを説明できるような資料についても、今後少し検討してみたいというふうに思うところであります。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに質疑はございますか。

ほかになければ、これですべての質疑を終わります。

この後、討論採決に入っていきますが、黒田議員に出席をいただき採決を行っていきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○議長（中井康雄君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、討論に入らせていただきます。

最初に、認定第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第1号、令和元年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この認定のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は可決されました。

認定第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第2号、令和元年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この認定のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は可決されました。

認定第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第3号、令和元年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この認定のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は可決されました。

認定第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第4号、令和元年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この認定のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は可決されました。

認定第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第5号、令和元年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この認定のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は可決されました。

認定第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第6号、令和元年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この認定のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は可決されました。

お諮りいたします。

本日の日程はすべて終了しました。

明日9日と10日は休会とし、11日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日9日と10日は休会とし、11日午前10時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時55分